

議第163号

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項および第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項および第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。